

# NAGAKUTE

～下水道でくらしを快適に～

受益者負担金制度



長久手市





## 受益者負担金制度とは

下水道の整備は、不特定多数の人が利用できる道路や公園とは異なり、利益を受ける人が下水道の整備される地域の住民に限られます。このため下水道建設費をすべて税金でまかなうことは利益を受けない方にも負担してもらうこととなり、公平性を欠くことにもなります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける方に整備費の一部を負担していただくのが「受益者負担金制度」です。この制度は下水道事業を実施しているほとんどの市町で採用されています。

受益者負担金は土地の所有者、権利者の申告に基づき、土地の面積に応じて負担していただくもので、1土地につき1回限りですので、下水道事業促進のためご理解いただきますようお願いいたします。







# 受益者とは

(受益者負担金を納めていただく方とは)

公共下水道を整備する排水区域内にある土地の所有者が受益者となります。

ただし、その土地に地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利が設定されている場合には、その土地の権利者が受益者となります。(一時使用のために設定された地上権、使用貸借又は賃貸借による権利を除く。)



Aさんの土地にAさんが家を建てて住んでいる場合

**受益者はAさん**



Aさんの土地にAさんが家を建ててCさんに貸している貸アパート等の場合

**受益者はAさん**



Aさんの土地にBさんが家を建てて住んでいる場合

**受益者はBさん**



Aさんの土地にBさんが家を建ててCさんに貸している貸アパート等の場合

**受益者はBさん**





## 受益者負担金の対象となる土地とは

下水道整備区域内のすべての土地が対象です。

公有地、個人および法人所有の宅地、田、畑、山林、雑種地などすべての土地が対象となります。



## ご負担いただく負担金の額

受益者のみなさんに負担していただく金額は、所有する土地の面積に1㎡あたりの単価を乗じて得た金額です。

### 単位負担金

土地1平方メートル当たり**830円**です。

- 例えば198㎡（約60坪）の土地を所有しているとする  
198㎡×830円＝164,340円となり  
受益者負担金額は、164,300円となります。（100円未満は切捨て）







# 負担金の納付方法

負担金の納付には、分割納付と一括納付があります。

納付方法には、1. 納付書、2. 口座振替の2通りの方法がありますので、いずれかの方法で納めてください。

## 納付場所

長久手市役所、三菱東京UFJ銀行、あいち尾東農業協同組合、瀬戸信用金庫、名古屋銀行、大垣共立銀行、岡崎信用金庫、リソナ銀行、愛知銀行、中京銀行、十六銀行、三重銀行、東春信用金庫、みずほ銀行、近畿大阪銀行、住友信託銀行、豊田信用金庫、三菱UFJ信託銀行、岐阜銀行、なごや農業協同組合、三井住友銀行（各本支店）  
ゆうちょ銀行・各郵便局（東海4県）



## ■分割納付

年4回(期)で、5年間の計20回に分けて納めていただきます。

例えば198m(約60坪)の土地で、負担金164,300円の場合

期別	納付期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
第1期	7月1日～7月31日	8,500円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
第2期	9月1日～9月30日	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
第3期	11月1日～11月30日	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
第4期	1月1日～1月31日	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円	8,200円
年度計		33,100円	32,800円	32,800円	32,800円	32,800円

(100円未満は、1年目の第1期に合算します。)





# 一括納付報奨金制度とは

各年度の第1期の納期に、残りの負担金の全額をまとめて納めていただきますと、一括納付報奨金が交付されます。

## ■報奨金計算例

5年分の負担金を初年度に一括して納めた場合の報奨金は次のようになります。  
(納付額 - 当該年度第1期の負担金額) × 報奨金の率  
(164,300円 - 8,500円) × 0.2 = 31,160円  
よって報奨金は、31,100円になります。(100円未満は切捨て)



例えば198㎡ (約60坪) の土地で、負担金164,300円の場合

	1年目に負担金を全額納付	2年目に残り4年分を納付	3年目に残り3年分を納付	4年目に残り2年分を納付	5年目に残り1年分を納付
㊤納付額	164,300円	131,200円	98,400円	65,600円	32,800円
㊦一括納付報奨金	31,100円	19,600円	10,800円	4,500円	900円
㊤ - ㊦差引納付額	133,200円	111,600円	87,600円	61,100円	31,900円
報奨金の率	<b>20%</b>	<b>16%</b>	<b>12%</b>	<b>8%</b>	<b>4%</b>

また、各年度の第1期の納期に当該年度分を一括して納めていただいても、一括納付報奨金が交付されます。

例えば198㎡ (約60坪) の土地で、負担金164,300円の場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
㊤納付額	33,100円	32,800円	32,800円	32,800円	32,800円
㊦一括納付報奨金	900円	900円	900円	900円	900円
㊤ - ㊦差引納付額	32,200円	31,900円	31,900円	31,900円	31,900円
報奨金の率	<b>4%</b>	<b>4%</b>	<b>4%</b>	<b>4%</b>	<b>4%</b>





# 負担金の徴収猶予と減免

負担金は、受益者の事情や土地の状況により、一定の期間徴収が猶予されたり、一定の率により減免が受けられます。

徴収猶予や減免を受ける場合は、「徴収猶予申請書」「減免申請書」の提出が必要です。  
また、負担金の納付開始後に猶予や減免の理由が発生したり、消滅した場合は届出が必要です。

## ■受益者負担金徴収猶予基準表

徴収猶予の対象	徴収猶予期間	徴収猶予の額
係争地に係る土地	受益者の決定(解決)の日まで	全 額
区画整理区域内の農地、山林その他これらに準ずる土地 (土地の状況により宅地として認められるものを除く。)	現況利用が宅地に変更されるまで	全 額
市長がその状況により特に必要であると認めたとき	市長が認める期間	市 長 が 認 め る 額
震災、風水害、火災及び盗難 その他これに類する事故が生じたとき	市長が認める期間	全 額

## ■受益者負担金減免基準表

対象となる土地	項 目	減免率 (%)
国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地	学校用地	100
	社会福祉施設用地	100
	警察法務収容施設用地	100
	一般庁舎用地	100
	病院及び診療施設用地	50
	有料の公務員宿舎用地	25
	無料の公務員宿舎用地	主たる業務の施設と同じ
	公用財産用地	図書館、公民館等 公営住宅
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地	企業用財産用地	25
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	道路、公園、河川、水路等	100



公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者が所有し、又は地上権等を有する土地		100
下水道事業のため、土地、物件、労力又は金銭を無償又は低価格で提供した受益者が所有し、又は地上権等を有する土地	土地区画整理法に基づく土地区画整理事業又は新住宅市街地開発法に基づく新住宅市街地開発事業その他これらに類する事業により設置された排水管渠等の施設が公共下水道である場合又は当該事業者が公共下水道に係る費用を提供した場合には、これら事業の施行区域内の土地	当該事業者が排水管渠等の施設を設置するために要した費用の額又は提供した額に応じて市長が認める率
国又は地方公共団体が指定した文化財である建物その他の工作物の土地		100
公道に準ずる私道及び水路		100
鉄道の所有又は使用に係る施設の用地（本来の事業の用に供しない土地を除く）	踏切、駅前広場、駅舎、プラットホーム、線路敷等	50
国又は地方公共団体以外の者が設置する学校等の施設の用地（直接その教育の用に供しない土地を除く）	私立の学校用地	75
国又は地方公共団体以外の社会福祉法人が事業のため設置する施設の用地（本来の事業の用に供しない土地を除く）	私立の社会福祉施設用地	75
宗教法人がその目的のために使用する土地及びこれに類する土地（本来の事業の用に供しない土地を除く）	境内地、墓地	100
自治会、町内会等が所有し又は使用している施設の用地及びこれに類する土地	公民館、集会所、消防器具置場等	100
市長がその状況により特に減免する必要があると認めた土地		市長が認める率





# 受益者申告書の書き方

受益者および受益者負担金の基礎となる土地の面積の決定について正確を期するため、申告していただくことになっております。

- ①負担金をいただくべき土地の所在地と面積とを申告書をもって、土地所有者にお知らせします。
- ②土地所有者は、その内容を確認して、申告書に署名捺印をして申告をしてください。
- ③土地に借地権者等があるときは、土地所有者以外の受益者欄に記入例に従って必要事項を記入し、借地権者等の署名捺印を得たうえで申告してください。
- ④売買や相続によって所有者が変わっているときは、ご連絡ください。  
※指定した期日までに申告のない場合は、そのまま土地所有者に負担していただくことになりますのでご注意ください。

## ●土地所有者が受益者となる場合 【所有者】欄に署名捺印してください。

〒480-1103  
長久手市岩作城の内60番地1

長久手 太郎 様  
様分

年度 賦課

### 下水道事業受益者申告書

長久手市長 様

申告書番号

年 月 日

〒480-1103  
所有者住所 長久手市岩作城の内60番地1

フリガナ 氏名又は名称 長久手 太郎 (印)  
電話番号 0561-63-1111 (印)

長久手市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例  
施行規則第3条の規定により次のとおり申告します。

所有権の有する土地					左記の土地について土地所有者以外の方が受益者(権利者)となる場合に記入してください。				
土地の所在地			台帳題目 現況種目	面積(m <sup>2</sup> )	代表者	権利者住所・電話	権利者氏名	権利区分	備考
岩作城の内	60	1	宅地	1,000	有・無	〒 - 区( )	フリガナ氏名 (印)	1 地上権 2 賃権 3 使用貸借 4 賃貸借	
			宅地		有・無	〒 - 区( ) -	フリガナ氏名 (印)	1 地上権 2 賃権 3 使用貸借 4 賃貸借	
					有・無	〒 - 区( ) -	フリガナ氏名 (印)	1 地上権 2 賃権 3 使用貸借 4 賃貸借	
					有・無	〒 - 区( ) -	フリガナ氏名 (印)	1 地上権 2 賃権 3 使用貸借 4 賃貸借	
合 計				1,000					

※裏面を参照してください。 提出期限



●所有する土地に権利関係（地上権、質権、使用貸借権、賃貸借権）があり、その権利者が受益者となる場合

土地所有者は【所有者】欄に署名捺印してください。

権利者（複数いる場合は代表者）は【権利者】欄に署名捺印してください。

〒480-1103  
長久手市岩作城の内60番地1

長久手 太郎 様  
様分

年度 試算

### 下水道事業受益者申告書

長久手市長 様

申告書番号

年 月 日

〒480-1103  
所有者住所 長久手市岩作城の内60番地1

フリガナ ナガクテ タロウ  
氏名又は名称 長久手 太郎 捺印

電話番号 0561- 63 -1111 捺印

長久手市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例  
施行規則第3条の規定により次のとおり申告します。

所有権の所有する土地				左記の土地について土地所有者以外の方が受益者（権利者）となる場合に記入してください。				
土地の所在地				代表者	権利者住所・電話	権利者氏名	権利区分	備考
岩作城の内	60	1	台帳地目 現況地目	有・無	〒 - 区 ( ) -	フリガナ 氏名 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>	1 地上権 2 質権 3 使用貸借 4 賃貸借	
			宅地					
岩作城の内	60	2	台帳地目 現況地目	有・無	〒480-1103 区 (0561) 63 - 1111 岩作城の内60番地2	フリガナ 氏名 ナガクテ ハナコ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">捺印</span>	1 地上権 2 質権 3 使用貸借 4 賃貸借 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>	
			宅地	500				
			台帳地目 現況地目	有・無	〒 - 区 ( ) -	フリガナ 氏名 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>	1 地上権 2 質権 3 使用貸借 4 賃貸借	
			台帳地目 現況地目	有・無	〒 - 区 ( ) -	フリガナ 氏名 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>	1 地上権 2 質権 3 使用貸借 4 賃貸借	
			台帳地目 現況地目	有・無	〒 - 区 ( ) -	フリガナ 氏名 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>	1 地上権 2 質権 3 使用貸借 4 賃貸借	
合 計								1,500

※裏面を参照してください。

提出期限

●所有する土地が共有となっている場合

代表者が【所有者】欄に署名捺印してください。





## 受益者に変更があった場合

### ■届出が必要なとき

#### こういう時は

#### この書類を提出してください。

**A**

#### 受益者が市内に住んでいない時

受益者が市外に居住している場合は、市内に居住している人を納付代理人として選任することができます。

- 下水道事業受益者負担金納付代理人選任(変更・廃止)届

**B**

#### 徴収猶予、減免を受ける時

徴収猶予基準、減免基準に該当する方は、受益者申告の時または徴収猶予、減免の理由が発生した日から14日以内に申請してください。

- 下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書
- 下水道事業受益者負担金減免申請書

**C**

#### 徴収猶予、減免の理由が消滅した時

徴収猶予、減免の理由が消滅した場合は、すぐに消滅の届出をしてください。消滅届の提出の翌年度から、納付が開始されたり納付額が変更になります。

- 下水道事業受益者負担金徴収猶予消滅届
- 下水道事業受益者負担金減免消滅届

**D**

#### 受益者が変更になった時

土地の売買、相続等により受益者が変更になった場合は、受益者の異動の届出をしてください。届出の次の納期分から新しい受益者が納付することになります。

- 下水道事業受益者異動届

**E**

#### 受益者の住所等が変更になった時

受益者、または納付代理人の住所や氏名に変更があった場合は、すぐに届出をしてください。

- 下水道事業受益者等住所等変更届





下水道に関するご質問やご相談は

**長久手市建設部下水道課**

**TEL (0561)63-1111 (代)**

